

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月14日
【中間会計期間】	第35期中（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 山室 敬史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 山室 敬史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期中	第35期中	第34期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2026年1月1日 至2026年6月30日	自2025年1月1日 至2025年12月31日
売上高 (千円)	70,217	163,461	189,613
経常損失 () (千円)	167,639	135,215	308,508
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純損失 () (千円)	168,316	134,786	256,806
中間包括利益又は包括利益 (千円)	168,316	134,786	256,806
純資産額 (千円)	70,714	398,390	119,924
総資産額 (千円)	513,317	807,915	534,264
1株当たり中間 (当期) 純損失 () (円)	20.41	12.54	29.72
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	12.0	48.0	21.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	193,061	105,839	357,797
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	129,361	3,688	171,581
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	431,391	412,584	568,695
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	162,858	396,263	93,207

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間 (当期) 純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ (当社及び当社の関係会社) が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等について）

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

収益基盤の強化

<スポーツ事業>

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

<金融事業>

金融事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者や取得希望者に対して、直接金融の手法による資金調達について助言を行い、収益化を図ってまいります。

<エネルギー関連事業>

エネルギー関連事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社グループの利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。また、前連結会計年度より、「系統用蓄電池事業」として、系統用蓄電所を開発し、当該蓄電所を保有運営または外部顧客へ販売する業務及び系統用蓄電池への投資を目的とした集団投資スキームの組成、管理、運用を行うファンド管理に関する業務を新たに開始いたしました。これにより事業領域の拡大を図ってまいります。なお、系統用蓄電池事業においては、2026年1月28日付「資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、台湾の大手蓄電池事業者であるRecharge Power社と資本業務提携契約を締結し、投資総額約150億円の規模でRecharge Power社及び同社の子会社にて開発した国内の系統用蓄電所を取得し、主に自社保有により運営することを計画しております。2026年7月30日付「連結子会社による固定資産の取得（系統用蓄電所）に関するお知らせ」にて公表の通り、当該資本業務提携にもとづき、Recharge Power社の国内子会社より荘川蓄電所を取得し、2026年12月の稼働開始を予定していることから、早期の収益貢献が可能であると見込んでおります。

<環境ソリューション事業>

当社連結子会社であるエイチピー株式会社において環境ソリューション事業を展開しております。同事業では、当面現行の岡山県倉敷市の安定型最終処分場運営を継続し、収益の安定化を図ってまいります。

<再生医療関連事業>

前連結会計年度より、新たな事業として再生医療関連事業を開始いたしました。同事業では、順天堂大学との共同研究契約に基づくエクソソームに関する基礎臨床研究にかかる事業及び当社にて設置する細胞培養加工施設においてエクソソームを精製し、販売する事業を行います。当該施設については2025年12月に完成し、同時にエクソソームの精製及び販売を開始いたしました。今後は、研究開発活動を引き続き進めるとともに、自社で設置した細胞培養加工施設にて製造した幹細胞培養上清液（エクソソーム）の販売を行うだけでなく、特定細胞加工物の製造許可を取得したのちに再生医療を提供する医療機関等からの委託にもとづく体性幹細胞の培養、加工を開始することを計画しております。

コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、2025年1月15日の当社取締役会において第三者割当による第8回新株予約権の発行を決議しており、2025年1月31日付で新株予約権を発行しております。また、2026年1月28日の当社取締役会において第三者割当による第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行を決議しており、2026年2月13日付で新株予約権を発行しております。

当該新株予約権については、当中間連結会計期間においては当該新株予約権の発行価額及び一部権利行使により413,252千円の資金調達を行っております。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、財務基盤がさらに強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映していません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、継続的な物価上昇の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調となりました。一方、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向、中東情勢の影響などの景気を下押しするリスクを抱え、当社グループが関連する業界等におきましても、先行きが不透明な状況は依然として続いております。

こうした環境下、当社グループは、

- ・ フットサル施設の運営及び当該施設を活用した事業を行う「スポーツ事業」
- ・ 不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図っている「金融事業」
- ・ 太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業、並びに系統用蓄電所を開発し保有運営または販売する系統用蓄電池事業を行う「エネルギー関連事業」
- ・ 産業廃棄物処理施設の管理、運営等を行う「環境ソリューション事業」
- ・ 順天堂大学との共同研究契約に基づくエクソソームに関する基礎臨床研究にかかる事業及び細胞培養加工施設においてエクソソームを精製し販売する事業として「再生医療関連事業」

の5つの事業を展開してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間末の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

イ 財政状態

(資産)

当中間連結会計期間末の総資産は807,915千円となり、前連結会計年度末に比べ273,651千円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金が増加したことが主であり、前払費用が9,754千円増加、未収消費税等が31,045千円減少したことによるものであります。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債合計は409,525千円となり、前連結会計年度末に比べ4,814千円減少いたしました。その主な要因は、未払法人税等が3,325千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産合計は398,390千円となり、前連結会計年度末に比べ278,465千円増加し、自己資本比率は48.0%となりました。その主な要因は、新株予約権の権利行使により資本金及び資本準備金が増加したことが主であり、新株予約権の発行及び行使により新株予約権が純額で2,420千円増加した一方で、親会社株主に帰属する中間純損失の計上により利益剰余金が134,786千円減少したことによるものであります。

ロ 経営成績

当中間連結会計期間の経営成績は、売上高163,461千円（前年同期比132.8%増）、営業損失133,239千円（前年同期は166,298千円の営業損失）、経常損失135,215千円（前年同期は167,639千円の経常損失）、親会社株主に帰属する中間純損失134,786千円（前年同期は168,316千円の親会社株主に帰属する中間純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間より、「不動産事業」のセグメントについて、名称を「金融事業」に変更しております。

(スポーツ事業)

当中間連結会計期間の売上高は54,786千円（前年同期比4.2%減）、営業利益は12,399千円（前年同期比23.6%減）となりました。

(金融事業)

当中間連結会計期間で売上高は計上されておらず（前年同期売上高は - 千円）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は13,818千円（前年同期は5,446千円の営業損失）となりました。

(エネルギー関連事業)

当中間連結会計期間においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず(前年同期売上高は-千円)、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は8,439千円(前年同期は6,581千円の営業損失)となりました。なお、前連結会計年度より、「系統用蓄電池事業」として、系統用蓄電所を開発し、当該蓄電所を保有運営または外部顧客へ販売する系統用蓄電所開発販売業務及び系統用蓄電池への投資を目的とした集団投資スキームの組成、管理、運用を行うファンド管理業務を新たに開始いたしました。

(環境ソリューション事業)

当中間連結会計期間においては、売上高は72,674千円(前年同期比459.0%増)と前年同期比で増収となりました。また、営業利益は20,742千円(前年同期は9,247千円の営業損失)となり前年同期比で増益となりました。

(再生医療関連事業)

当中間連結会計期間において、売上高は36,000千円(前年同期売上高は-千円)となりました。一方、営業損失は30,592千円(前年同期営業損失は32,458千円)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ303,056千円増加し、396,263千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりであります。

イ 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金の減少は105,839千円(前年同期は193,061千円の支出)となりました。主な要因としては、税金等調整前中間純損失133,605千円に減価償却費14,748千円を加味した上で、売上債権の増加7,768千円、未収消費税等の減少31,045千円、その他の流動資産の増加9,077千円があったことによるものであります。

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金の減少は3,688千円(前年同期は129,361千円の支出)となりました。主な要因としては、有形固定資産の取得による支出3,838千円があったことによるものであります。

ハ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金の増加は412,584千円(前年同期は431,391千円の収入)となりました。主な要因としては、新株予約権の行使による株式の発行による収入410,084千円、新株予約権の発行による収入3,168千円があったことによるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当社の連結子会社である株式会社アドバンス・リジェンテックにおいて、再生医療関連事業を展開しております。当社は、分子細胞治療学の分野で「細胞外小胞」(以下、「エクソソーム」といいます。)の研究を進めている順天堂大学大学院と共同で、同大学大学院医学研究科において分子細胞治療研究講座を設置し、エクソソームによるがん治療合併症への治療に関する基礎臨床的解明を目的として以下の研究を進めております。

- ・エクソソームによる尿道上皮細胞への影響の検討
- ・エクソソームの網羅的遺伝子発現解析
- ・尿道上皮再生・瘢痕化抑制剤の開発

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は13,636千円であります。

(7) 受注及び販売の実績

環境ソリューション事業の販売実績に関しましては、前年同期において当社グループ産業廃棄物処理施設における施設メンテナンスにより産業廃棄物の受入を休止していた期間が生じていたこと、当中間連結会計期間において複数の新規受注による産業廃棄物の受入量の増加等の影響により、当中間連結会計期間の売上高は前年同期比459.0%増の72,674千円となりました。

再生医療関連事業の販売実績に関しましては、前中間連結会計期間において建設中であった細胞培養加工施設が前期末頃に完成し、当中間連結会計期間においては通期稼働していたことにより、当中間連結会計期間の売上高は36,000千円（前年同期売上高は - 千円）となりました。

3【重要な契約等】

（第三者割当による第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行）

当社は、2026年1月28日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第10回新株予約権及び第11回新株予約権の募集を行うことを決議し、2026年2月13日に新株予約権と引き換えに払込まれる金額について払込が完了いたしました。

詳細は、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（資本業務提携契約の締結）

当社は、2026年1月28日開催の取締役会において、系統用蓄電池事業（以下、「本事業」といいます。）の推進拡大を目的として、台湾の上場企業として再生可能エネルギー関連事業を行っているJ&V Energy Technology Co., Ltd.の子会社であり、系統用蓄電池事業者として台湾トップクラスの実績を持つRecharge Power Co., Ltd.（以下、「Recharge Power社」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携」といいます。）を締結し、Recharge Power社に対して当社の第11回新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

1. 資本業務提携の目的

当社は、2025年6月25日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」にて公表の通り、新たな事業として系統用蓄電池事業を開始しており、販売用系統用蓄電所の開発や系統用蓄電所への投資を行うファンドの管理業務などを行っております。具体的には、販売用系統用蓄電所の開発として埼玉県狭山市に1件の系統用蓄電所（2027年5月完成予定）を、系統用蓄電所への投資を行うファンドの管理業務として埼玉県鶴ヶ島市に1件の系統用蓄電所（2027年5月完成予定）を開発するために、現在対象の土地及び電力系統連系にかかる権利の所有者との間で売買契約の締結に向けて条件交渉中であります。

系統用蓄電池については、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い電力需給の調整力としての系統用蓄電池の必要性が高まっていることなどを背景に、政府が系統用蓄電池の制度化（容量市場や需給調整市場など）を進めたことによる事業者の参入増加に伴い、市場規模は2040年には8兆円を超えらることも予想されております。一方、急激な参入事業者の増加により、電力系統への連携が完了するまでの期間の長期化や、電力市場の競争環境が将来的に厳しくなる可能性などの課題も生じております。

このような課題に対しては、できる限り早く電力系統に連携し電力市場に参入することとその電力市場での競争力（運用能力）の確保が必要となりますが、今般のRecharge Power社との資本業務提携にもとづき、当社は、後述の「＜表＞当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧」に記載の通り、Recharge Power社の子会社より系統用蓄電所を取得し、当社が新たに開発を行うよりも早期に電力市場への参入を図ります。さらに、Recharge Power社が有する系統用蓄電所の運用保守業務及び電力市場での取引業務に関する豊富な知見を当社蓄電所の運營業務に投入することで電力市場での高い運用成果についても期待できると考えております。

2. 資本業務提携の内容

（1）資本提携の内容

当社は、Recharge Power社に対して当社の第11回新株予約権（新株予約権の個数31,750個）を割り当てます。

（2）業務提携の内容

系統用蓄電所の取得

当社は、Recharge Power社の子会社であるFuture Grid1号合同会社（以下、「FG社」といいます。）より、国内に所在する系統用蓄電所を取得いたします。当社がFG社より取得する系統用蓄電所については、下表「当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧」に記載している具体的な2案件に、今後開発する蓄電所のうち5件を加えて計7件を今回の増資資金を元手に取得することを計画しております。また、本資本業務提携においては、当社の蓄電所取得資金として、Recharge Power社が、当社の要請に応じて、Recharge Power社の判断により総額1億米ドル（日本円で約150億円（1ドル=150円換算））を上限に融資を実行できる旨のコミットメントラインが設定されていることから、当該融資により調達した資金を元手に追加で30件（1件あたり5億円）を目標に蓄電所を取得して参ります。

＜表＞当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧

名称（仮称）	串間蓄電所	宮崎蓄電所
--------	-------	-------

所在地	宮城県串間市	宮城県宮崎市
蓄電池出力	約2MW	約2MW
蓄電池容量	約8MWh	約8MWh
契約時期（予定）	2026年3月	2026年3月
取得時期（予定）	2026年12月	2028年2月
系統連携開始（予定）	2026年10月	2027年12月

系統用蓄電所の運用保守業務の委託

当社は、FG社より取得した系統用蓄電所について、その後の運用保守業務（O&M：Operation & Maintenance）をRecharge Power社の子会社であるREENS株式会社（以下、「REENS社」といいます。）に委託いたします。REENS社は、パワーエレクトロニクスおよび電力システムに関する豊富な専門知識を持つ技術者を抱えており、Recharge Power社が開発する安定的で高品質なエネルギーマネジメントシステム（EMS）を採用し、Recharge Power社の支援を受けて運用保守業務を行います。また、Recharge Power社は、日本におけるREENS社の業務について、専任チームによる常時監視体制や保守対応のサポートを行うことで、施設管理と電力の充放電業務の両面のトラブル等に柔軟に対応することができ、安定的な蓄電所運営が可能となります。

系統用蓄電所のアグリゲーター業務の委託

当社は、同じくRecharge Power社の子会社であるRecharge Power合同会社（以下、「RP合同会社」といいます。）が国内でのアグリゲーターサービスの提供開始後において、当社所有の系統用蓄電所にかかるアグリゲーター業務をRP合同会社に委託する予定です。Recharge Power社は、自社エンジニアによる高いシステム開発力を有し、AI技術を活用した自動入札システムを開発導入しており、自社開発の系統用蓄電所だけでなく他社向けにもサービスを提供しているなど、アグリゲーターとして台湾最大級の事業者の一つとなっておりますが、RP合同会社は、Recharge Power社が日本の系統用蓄電所向けに開発したアグリゲーターシステムを導入し、その運用についてRecharge Power社より全面的な支援を受けることにより、当社の系統用蓄電所においても入札戦略の最適化を目指し、高水準の収益性を獲得できるものと期待しております。

3. 資本業務提携の相手方の概要

(1)	名称	Recharge Power Co., Ltd.		
(2)	所在地	6F.,N01,JIHU RD., NEIHU DIST., TAIPEI CITY 114066, TAIWAN, ROC		
(3)	代表者の役職・氏名	董事長 廖福生 (Fu-Sen Liao)		
(4)	事業内容	蓄電池システムインテグレーション、EPC、O&M、サイトコントローラーや監視システムの開発		
(5)	資本金	1,911百万円		
(6)	設立年月日	2019年11月19日		
(7)	決算期	12月31日		
(8)	大株主及び持株比率	J&V Energy Technology Co., Ltd. 66.42%		
(9)	当該会社との関係	資本関係	同法人に対して当社第11回新株予約権31,750個を割り当てます。	
		人的関係	該当事項はありません。	
		取引関係	資本業務提携契約にもとづき営業関係が生じます。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(10) 最近 3 年間の連結経営成績及び連結財政状態(単位:百万円)				
	決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
	純資産	2,241	2,332	2,921
	総資産	4,313	4,027	6,356
	1株当たり純資産(円)	73.47	76.47	76.17
	売上高	3,136	4,710	3,221
	営業利益	727	737	(137)
	経常利益	660	766	31
	親会社株主に帰属する当期純利益	519	614	42
	1株当たり当期純利益(円)	17.05	20.49	1.30
	1株当たり配当金(円)	15.95	5.98	1.50

(注) 表内の金額については、2025年11月27日現在の台湾銀行における公表仲値(TTM)である1台湾ドル=4.985円を用いて換算した金額を記載しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	38,000,000
計	38,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年8月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	13,082,500	16,528,500	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であ ります。
計	13,082,500	16,528,500	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第10回新株予約権(行使価額修正条項付)
決議年月日	2026年1月28日
新株予約権の数	82,700個[41,700個] (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 8,270,000株[4,170,000株] (注)1 本新株予約権については上限行使価額はありません。 第10回新株予約権の下限行使価額は107円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は8,270,000株[4,170,000株]であります。
発行価額	総額1,488,600円(新株予約権1個当たり18円)
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2、3、4
新株予約権の行使期間	2026年2月16日から2027年5月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)2、3、4 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の割当日（2026年2月13日）における内容を記載しております。割当日から提出日の前月末現在（2026年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は8,270,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、214円とする。

３．行使価額の修正

- (1) 行使価額は、割当日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、割当日の4取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2026年1月28日と個別に又は総称して「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間において「４．行使価額の調整」の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
- (2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。
- (3) 下限行使価額は、当初107円とする。
- (4) 下限行使価額は、「４．行使価額の調整」を準用して調整される。

４．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & & \text{交付} & & \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{普通株式数} & + & \frac{\text{普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最

終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(株式会社ジェイホールディングス第8回新株予約権、第9回新株予約権、及び第11回新株予約権、並びに、当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7)「3. 行使価額の修正」及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の取得事由

- (1)当社は、2026年5月15日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。
- (2)本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

	第11回新株予約権
決議年月日	2026年 1 月28日
新株予約権の数	120,000個 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 12,000,000株 （注）1 本新株予約権については上限行使価額はありません。 第11回新株予約権の下限行使価額は107円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は12,000,000株であります。
発行価額	総額1,680,000円（新株予約権 1 個当たり14円）
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2、3、4
新株予約権の行使期間	2026年 2 月16日から2031年 2 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）2、3、4 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	（注）5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

新株予約権の割当日（2026年 2 月13日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 7 月31日）において記載すべき内容が、割当日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

- (2)本新株予約権の目的である株式の総数は12,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、193円とする。

3．行使価額の修正

- (1)当社は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）（以下、「修正基準日時価」という。）に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。
- (2)下限行使価額は、当初107円とする。下限行使価額は、「4．行使価額の調整」の規定を準用して調整される。

4．行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行} & & \text{交付} & & \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{普通株式数} & + & \frac{\text{普通株式数}}{\text{時価}} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & \text{普通株式数} & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、株式会社ジェイホールディングス第8回新株予約権、第9回新株予約権、及び第10回新株予約権、並びに当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行

使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

５．新株予約権の取得事由

- (1)当社は、2026年5月15日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2)本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	中間会計期間 (2026年1月1日から 2026年6月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	32,540
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	3,254,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	121
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	394,784
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	32,540
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	3,254,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	121
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	394,784

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2026年1月1日～ 2026年6月30日 (注)	3,354,000	13,082,500	205,415	606,161	205,415	884,050

(注) 1. 第8回新株予約権及び第10回新株予約権の行使による増加であります。

2. 2026年7月1日から2026年7月31日までの間に、第8回新株予約権及び第10回新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,446,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ254,472千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
L G T B A N K L T D (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	P . O . B O X 8 5 , F L - 9 4 9 0 V A D U Z , F U R S T E N T U M L I E C H T E N S T E I N (東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 - 5)	1,434,300	10.96
星山 崇行	神奈川県横浜市青葉区	722,800	5.52
大西 雅之	兵庫県姫路市	579,700	4.43
学校法人君津あすなろ学園	千葉県君津市上湯江三角1019番地	500,000	3.82
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	477,715	3.65
ノアグループホールディングス株 式会社	兵庫県姫路市東山524	460,800	3.52
日名子 晃一	神奈川県横浜市神奈川区	440,000	3.36
青山 洋一	東京都港区	430,000	3.29
日高 早斗	東京都港区	391,000	2.99
森上 和樹	愛知県名古屋市東区	360,000	2.75
計		5,796,315	44.31

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年 6 月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,080,100	130,801	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	13,082,500	-	-
総株主の議決権	-	130,801	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,207	396,263
売掛金	24,217	31,986
原材料及び貯蔵品	2,890	1,707
未収入金	124,631	121,689
前渡金	49,530	46,300
前払費用	19,355	29,109
未収還付法人税等	95	6
未収消費税等	34,977	3,932
短期貸付金	50,000	50,000
その他	6,855	6,178
貸倒引当金	122,916	121,670
流動資産合計	282,846	565,505
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	151,194	145,255
機械装置及び運搬具（純額）	368	3,940
工具、器具及び備品（純額）	62,699	55,189
有形固定資産合計	214,262	204,385
投資その他の資産		
敷金及び保証金	36,344	36,319
その他	811	1,704
投資その他の資産合計	37,155	38,024
固定資産合計	251,418	242,410
資産合計	534,264	807,915

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当中間連結会計期間 (2026年 6 月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	21,522	19,676
未払法人税等	8,629	5,304
未払消費税等	2,463	772
未払費用	15,252	12,427
預り金	5,456	5,875
前受金	4,717	7,141
最終処分場維持管理引当金	6,082	5,894
その他	833	588
流動負債合計	64,958	57,680
固定負債		
長期預り保証金	150	150
長期預り金	328,479	326,338
資産除去債務	19,342	19,585
その他	1,409	5,771
固定負債合計	349,380	351,845
負債合計	414,339	409,525
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,745	606,161
資本剰余金	679,384	884,800
利益剰余金	967,974	1,102,760
自己株式	24	24
株主資本合計	112,131	388,176
新株予約権	7,793	10,213
純資産合計	119,924	398,390
負債純資産合計	534,264	807,915

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
売上高	70,217	163,461
売上原価	36,342	66,251
売上総利益	33,874	97,210
販売費及び一般管理費	200,173	230,449
営業損失 ()	166,298	133,239
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	43
受取手数料	127	89
還付加算金	4	30
その他	0	7
営業外収益合計	164	170
営業外費用		
支払利息	130	26
支払手数料	1,375	2,120
営業外費用合計	1,505	2,146
経常損失 ()	167,639	135,215
特別損失		
固定資産売却損	-	531
減損損失	250	-
特別損失合計	250	531
匿名組合損益分配前税金等調整前中間純損失 ()	167,889	135,746
匿名組合損益分配額	982	2,140
税金等調整前中間純損失 ()	166,906	133,605
法人税、住民税及び事業税	1,409	1,181
法人税等合計	1,409	1,181
中間純損失 ()	168,316	134,786
親会社株主に帰属する中間純損失 ()	168,316	134,786

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純損失()	168,316	134,786
中間包括利益	168,316	134,786
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	168,316	134,786
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 ()	166,906	133,605
減価償却費	1,952	14,748
減損損失	250	-
匿名組合損益分配額	982	2,140
貸倒引当金の増減額 (は減少)	2	1,245
最終処分場維持管理引当金の増減額 (は減少)	76	188
敷金及び保証金償却額	2,175	25
受取利息及び受取配当金	32	43
支払利息	130	26
固定資産売却損益 (は益)	-	531
売上債権の増減額 (は増加)	351	7,768
棚卸資産の増減額 (は増加)	-	1,182
未収入金の増減額 (は増加)	885	2,941
前渡金の増減額 (は増加)	232	3,230
未収消費税等の増減額 (は増加)	1,001	31,045
その他の流動資産の増減額 (は増加)	15,746	9,077
預り金の増減額 (は減少)	1,781	418
前受金の増減額 (は減少)	1,602	2,424
その他の流動負債の増減額 (は減少)	960	3,292
その他	11,624	634
小計	190,287	101,422
利息及び配当金の受取額	32	43
利息の支払額	130	26
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	2,675	4,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	193,061	105,839
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	129,361	3,838
有形固定資産の売却による収入	-	150
投資活動によるキャッシュ・フロー	129,361	3,688
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	70,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	260,100	410,084
新株予約権の発行による収入	10,630	3,168
割賦債務の返済による支出	338	668
匿名組合出資者からの払込みによる収入	231,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	431,391	412,584
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	108,968	303,056
現金及び現金同等物の期首残高	53,890	93,207
現金及び現金同等物の中間期末残高	162,858	396,263

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しておりました。当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を着実に実行してまいります。

収益基盤の強化

< スポーツ事業 >

スポーツ事業に関しましては、東山田店及びつかしん店ともに、顧客ニーズに即した施設の修繕等を行うとともに、顧客満足度の高いイベントを企画することにより集客増加を図ってまいります。

< 金融事業 >

金融事業に関しましては、当社連結子会社である株式会社ジェイリードパートナーズにおいて、不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者や取得希望者に対して、直接金融の手法による資金調達について助言を行い、収益化を図ってまいります。

< エネルギー関連事業 >

エネルギー関連事業に関しましては、今後、二酸化炭素排出権取引が拡大することを見据え、太陽光発電施設取引仲介に加えて、当社グループの利益成長に伴う手元資金を活用し、太陽光発電施設を取得し保有することにより売電収入を得ることを目指します。また、前連結会計年度より、「系統用蓄電池事業」として、系統用蓄電所を開発し、当該蓄電所を保有運営または外部顧客へ販売する業務及び系統用蓄電池への投資を目的とした集団投資スキームの組成、管理、運用を行うファンド管理に関する業務を新たに開始いたしました。これにより事業領域の拡大を図ってまいります。なお、系統用蓄電池事業においては、2026年1月28日付「資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、台湾の大手蓄電池事業者であるRecharge Power Co., Ltd.と資本業務提携契約を締結し、投資総額約150億円の規模でRecharge Power社及び同社の子会社にて開発した国内の系統用蓄電所を取得し、主に自社保有により運営することを計画しております。2026年7月30日付「連結子会社による固定資産の取得（系統用蓄電所）に関するお知らせ」にて公表の通り、当該資本業務提携にもとづき、Recharge Power社の国内子会社より荘川蓄電所を取得し、2026年12月の稼働開始を予定していることから、早期の収益貢献が可能であると見込んでおります。

< 環境ソリューション事業 >

当社連結子会社であるエイチピー株式会社において環境ソリューション事業を展開しております。同事業では、当面現行の岡山県倉敷市の安定型最終処分場運営を継続し、収益の安定化を図ってまいります。

< 再生医療関連事業 >

前連結会計年度より、新たな事業として再生医療関連事業を開始いたしました。同事業では、順天堂大学との共同研究契約に基づくエクソソームに関する基礎臨床研究にかかる事業及び当社にて設置する細胞培養加工施設においてエクソソームを精製し、販売する事業を行います。当該施設については2025年12月に完成し、同時にエクソソームの精製及び販売を開始いたしました。今後は、研究開発活動を引き続き進めるとともに、自社で設置した細胞培養加工施設にて製造した幹細胞培養上清液（エクソソーム）の販売を行うだけでなく、特定細胞加工物の製造許可を取得したのちに再生医療を提供する医療機関等からの委託にもとづく体性幹細胞の培養、加工を開始することを計画しております。

コスト削減

各部門の仕入原価、販売費及び一般管理費の見直しを引き続き継続するとともに、本社費の削減に取り組むことで、全社の利益率の向上に努めてまいります。

財務基盤の強化と安定

当社は、財務基盤の強化と安定を図るため、2025年1月15日の当社取締役会において第三者割当による第8回新株予約権の発行を決議しており、2025年1月31日付で新株予約権を発行しております。また、2026年1月28日の当社取締役会において第三者割当による第10回新株予約権及び第11回新株予約権の発行を決議しており、2026年2月13日付で新株予約権を発行しております。

当該新株予約権については、当中間連結会計期間においては当該新株予約権の発行価額及び一部権利行使により413,252千円の資金調達を行っております。今後、新株予約権の行使が進んだ場合には、財務基盤がさらに強化されることとなります。

また、上記の施策を着実に実行することにより、当社グループの経営基盤の強化を図ってまいります。当該施策において最も重要である各事業における収益基盤の強化は外部要因に大きく依存することから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しておりません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
役員報酬	44,129千円	46,626千円
給与	12,519千円	16,443千円
支払手数料	20,472千円	27,638千円
業務委託料	43,249千円	67,217千円
貸倒引当金繰入額	2千円	154千円
最終処分場維持管理引当金繰入額	76千円	188千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
現金及び預金勘定	162,858千円	396,263千円
現金及び現金同等物	162,858千円	396,263千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、新株予約権の権利行使により資本金が131,427千円、資本準備金が131,427千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が331,166千円、資本剰余金が609,805千円となっております。

当中間連結会計期間(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、新株予約権の権利行使により資本金が205,415千円、資本準備金が205,415千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が606,161千円、資本剰余金が884,800千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	スポーツ 事業	金融事業	Web 事業	エネルギー 関連事業	環境ソ リユーショ ン 事業	再生医療 関連事業	合計	調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高									
外部顧客への売上高	57,215	-	-	-	13,001	-	70,217	-	70,217
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	57,215	-	-	-	13,001	-	70,217	-	70,217
セグメント利益又は損失 ()	16,230	5,446	126	6,581	9,247	32,458	37,629	128,668	166,298

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 128,668千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

環境ソリューション事業において減損損失250千円を計上しております。その結果、当中間連結会計期間における減損損失計上額は250千円となりました。

当中間連結会計期間（自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日）

1．報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	スポーツ 事業	金融事業	エネルギー関 連事業	環境ソリュー ション 事業	再生医療関 連事業	合計	調整額 （注）1	中間連結 損益計算書 計上額 （注）2
売上高								
外部顧客への売上高	54,786	-	-	72,674	36,000	163,461	-	163,461
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	54,786	-	-	72,674	36,000	163,461	-	163,461
セグメント利益又は損失 （ ）	12,399	13,818	8,439	20,742	30,592	19,708	113,531	133,239

（注）1．セグメント利益又は損失（ ）の調整額 113,531千円は、主に報告セグメントには配分していない全社費
用であり、主に持株会社である親会社に係る費用であります。

2．セグメント利益又は損失（ ）は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2．報告セグメントの変更等に関する事項

（報告セグメントの廃止）

2024年 9月 3日付の当社取締役会において「We b事業」を展開する株式会社アセット・ジーニアスの解
散及び清算を決議し、2025年 8月14日に清算終了したため、これに伴い、当中間連結会計期間より同事業を
廃止しております。

（報告セグメントの名称変更）

当中間連結会計期間より、旧来「不動産事業」としていたセグメント名称について、事業内容をより明確
に表現するために「金融事業」に変更しております。

当該名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)

(単位:千円)

セグメント名称	区分	売上高
スポーツ事業	兵庫県つかしん店	24,204
	神奈川県東山田店	33,010
	計	57,215
環境ソリューション事業		13,001
顧客との契約から生じる収益		70,217
その他の収益		-
売上合計		70,217

当中間連結会計期間(自 2026年 1月 1日 至 2026年 6月30日)

(単位:千円)

セグメント名称	区分	売上高
スポーツ事業	兵庫県つかしん店	22,751
	神奈川県東山田店	32,034
	計	54,786
環境ソリューション事業		72,674
再生医療関連事業		36,000
顧客との契約から生じる収益		163,461
その他の収益		-
売上合計		163,461

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日)
1 株当たり中間純損失 ()	20円41銭	12円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 () (千円)	168,316	134,786
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純損失 () (千円)	168,316	134,786
普通株式の期中平均株式数 (株)	8,246,712	10,745,276
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	2025年 1 月15日取締役会決議 第 8 回新株予約権 新株予約権： 1 種類 新株予約権の数：53,000個 新株予約権の対象となる株式の 数：5,300,000株	2025年 1 月15日取締役会決議 第 8 回新株予約権 新株予約権： 1 種類 新株予約権の数：43,000個 新株予約権の対象となる株式の 数：4,300,000株
	2025年 1 月15日取締役会決議 第 9 回新株予約権 新株予約権： 1 種類 新株予約権の数：7,000個 新株予約権の対象となる株式の 数：700,000株	2026年 1 月28日取締役会決議 第10回新株予約権（行使価額修 正条項付） 新株予約権： 1 種類 新株予約権の数：50,160個 新株予約権の対象となる株式の 数：5,016,000株
		2026年 1 月28日取締役会決議 第11回新株予約権 新株予約権： 1 種類 新株予約権の数：120,000個 新株予約権の対象となる株式の 数：12,000,000株

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権の行使)

第8回新株予約権及び第10回新株予約権について、2026年7月1日から2026年8月14日までの間に、以下の通り行使されております。

(1) 行使された新株予約権の概要

新株予約権の名称	第8回新株予約権	第10回新株予約権 (行使価額修正条項付)
発行する株式の種類	普通株式	普通株式
行使新株予約権個数	26,000個	8,460個
交付株式数	2,600,000株	846,000株
行使価額総額	397,800,000円	106,780,000円

(2) 当該新株予約権の行使による発行済株式数及び資本金の増加

増加する発行済株式数	3,446,000株
増加する資本金の額	254,472,140円

(固定資産の取得)

当社は、2026年7月30日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ジェイクレストが固定資産(系統用蓄電所)を取得することを決議いたしました。

1. 取得の理由

当社グループは、2026年1月28日付「資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、系統用蓄電池事業の拡大を目的として、系統用蓄電池事業者として台湾トップクラスの実績を持つRecharge Power社との間で資本業務提携契約(以下、「本資本業務提携」といいます。)を締結し、Recharge Power社の子会社より系統用蓄電所を取得し、主に自社保有により運営することとしておりました。

本資本業務提携における第1号案件として、Recharge Power社の国内子会社であるRecharge Power合同会社と後述の系統用蓄電所1件(以下、「莊川蓄電所」といいます。)についての売買契約を2026年7月30日付で締結いたしました。

莊川蓄電所については、当期中に完成引渡しを受け、電力系統への連携が完了し稼働を開始する予定であり、来期の前半には需給調整市場に参入することを計画していることから、当社業績への安定的な収益貢献が早期に実現されることが見込まれております。

2. 系統用蓄電所の概要

名称(仮称)	莊川蓄電所
所在地	岐阜県高山市
蓄電池出力	約2MW
蓄電池容量	約8MWh
取得金額	約7億円
取得時期(予定)	2026年11月
系統連系開始(予定)	2026年12月

3. 対象となる連結子会社の概要

名称	株式会社ジェイクレスト
所在地	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
代表者の役職・氏名	代表取締役 大田 翼
事業内容	太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介事業、並びに系統用蓄電所の開発及び運営または販売
資本金	50百万円

4. 相手先の概要

名称	Recharge Power合同会社	
所在地	東京都中央区日本橋箱崎町1-2 The Shore日本橋茅場町6階	
代表者の役職・氏名	代表社員 大田優紅	
事業内容	蓄電システムの設計・開発・導入、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の開発・提供、蓄電システムインテグレーションおよび技術支援	
資本金	30百万円	
設立年月日	2024年9月10日	
純資産及び総資産	相手先の意向により非開示	
大株主及び持株比率	Recharge Power Co., Ltd 95.0%	
上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項ありません。
	人的関係	該当事項ありません。
	取引関係	該当事項ありません。
	関連当事者	該当事項ありません。

5. 取得の日程

取締役会決議日	2026年7月30日
契約締結日	2026年7月30日
引渡予定日	2026年11月（予定）
連系予定日	2026年12月（予定）

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月14日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大兼 宏章

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉田 隆伸

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2026年1月1日から2026年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社の2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。